



2021年2月18日

各 位

会社名 竹田印刷株式会社  
代表者名 代表取締役社長 木全幸治  
(コード番号 7875 東証第二部・名証第二部)  
問合せ先 取締役経営統括本部長 細野 浩之  
TEL (052) 871-6351

## 監査等委員会設置会社への移行および委任型執行役員制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月開催予定の第83回定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行すること、および従来の雇用型の執行役員に加えて、委任型の執行役員制度を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

当社では、コーポレートガバナンスの実効性を高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。

本移行を通じて、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与すること等により、取締役会の監督機能を一層強化するとともに、意思決定の迅速化および中長期的視点の議論のさらなる充実を実現してまいります。

##### (2) 移行の時期

2021年6月開催予定の当社第83回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 委任型執行役員制度の導入

##### (1) 移行の目的

本執行役員制度により執行責任をより明確化し、業務執行の機動性の向上と効率化を図るため、および経営の監督機能と業務執行機能を分離することにより、取締役会の監督機能を強化することを目的とします。

##### (2) 委任型執行役員制度の概要

- ①委任型執行役員は、取締役会が決議した経営方針に基づいて業務執行権限を委譲され、取締役会の監督のもと、業務執行を行う。
- ②委任型執行役員の選任、解任および担当職務の決定は、取締役会決議により行う。
- ③委任型執行役員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。
- ④委任型執行役員と会社との関係は、委任契約とする。従業員から選任される場合には、退職後に委任契約を締結することとする。
- ⑤取締役は、委任型執行役員を兼務することができる。
- ⑥本執行役員制度を導入後も、従来の雇用型の執行役員制度を継続し、併用する。
- ⑦委任型執行役員は、社長執行役員、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員、上席執行役員とする。  
なお、雇用型の執行役員は、執行役員と称する。

##### (3) 導入の時期

2021年6月開催予定の当社第83回定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、委任型執行役員制度を導入する予定です。

3. その他

定款の変更内容および役員人事等を含む移行の詳細につきましては、決定次第、速やかに開示いたします。

以上